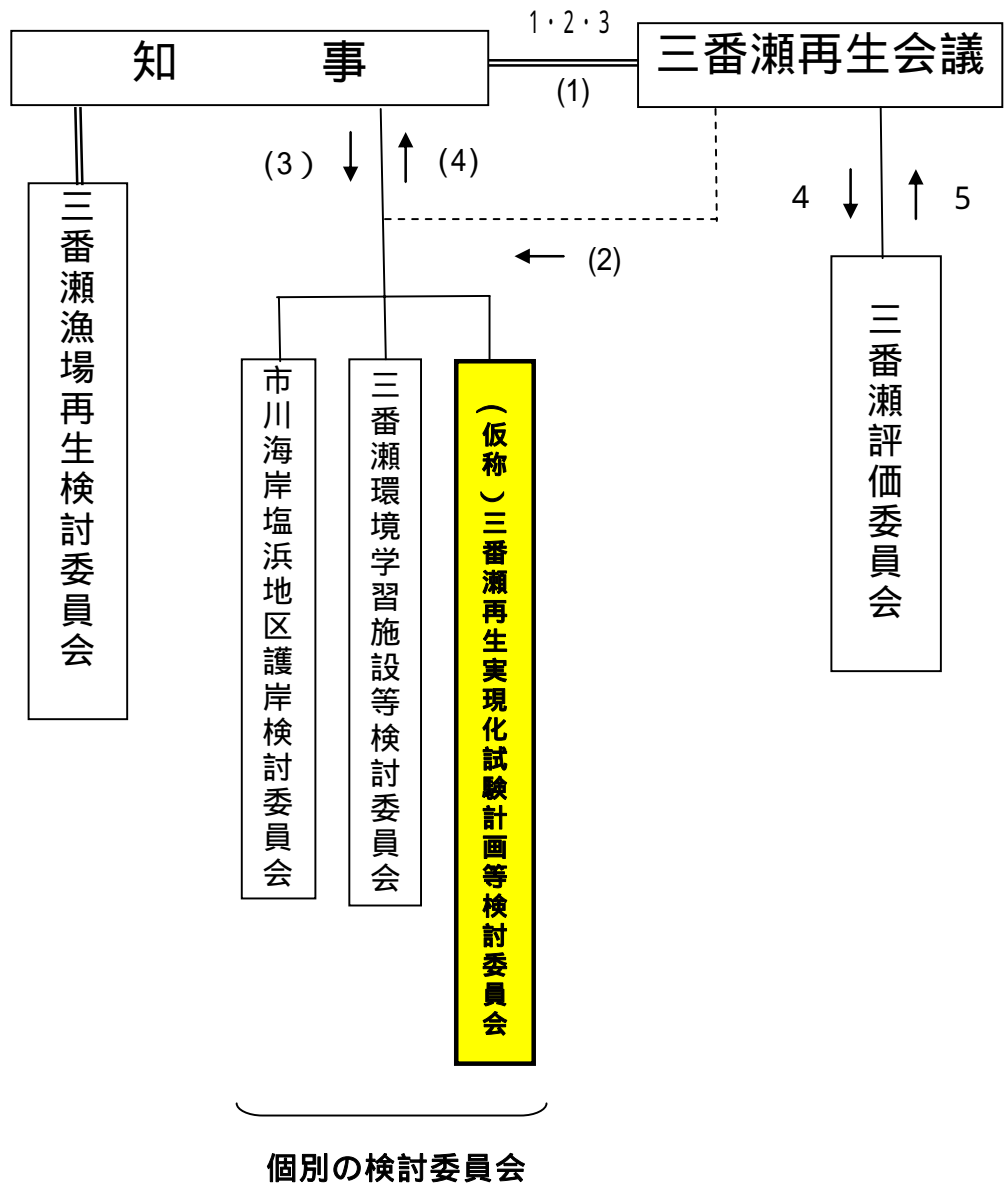


(参考1) 個別の検討委員会の位置づけについて



- ### 再生会議・評価委員会の流れ
- 1 再生計画について諮問・答申 (設置要綱2条(1))
 - 2 重要事項について説明・意見 (設置要綱2条(2))
 - 3 実施事業の内容や環境影響についての検討状況の報告・意見 (設置要綱2条(3))
 - 4 必要に応じ専門的な検討を指示 (設置要綱7条)
 - 5 検討結果報告
-
- ### 個別の検討委員会の流れ
- (1) 個別の検討委員会の設置及び検討結果等について説明・意見
 - (2) 再生会議委員が個別の検討委員会に委員として参加
 - (3) 必要に応じて「個別の検討委員会」を設置し、施策別の事業計画案等の検討依頼
 - (4) 検討結果の報告